

第 1 編 総 則

第 1 章	総 則.....	1	-	1	-	1	-	1
第 2 章	工事費の積算.....	1	-	2	-	1	-	1
第 3 章	一般管理費等.....	1	-	3	-	1	-	1
第 4 章	随意契約方式により工事を発注する場合 の間接工事費等の調整及びスライド条項 の減額となる場合の運用について.....	1	-	4	-	3	-	1
第 8 章	時間的制約を受ける土木工事の積算.....	1	-	8	-	1	-	1
第 9 章	土木請負工事における現場環境改善費 の積算.....	1	-	9	-	1	-	1
第13章	設計変更.....	1	-	11	-	1	-	1
第14章	その他.....	1	-	12	-	1	-	1

第1章 総 則

- 1 適用範囲等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 - 1 - 1 - 1

第2章 工事費の積算

- 1 直接工事費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 - 2 - 1 - 1
 2 間接工事費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 - 2 - 2 - 1

第3章 一般管理費等

- 1 一般管理費等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 - 3 - 1 - 1
 2 諸経費の算出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 - 3 - 2 - 1
 3 端数整理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 - 3 - 2 - 1

第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整及びスライド条項の減額となる場合の運用について

- 工事請負契約書第26条(スライド条項)の減額となる場合の運用について・・・ 1 - 4 - 3 - 1
 工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)の運用について・・・・・・ 1 - 4 - 4 - 1
 請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)の運用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 - 4 - 6 - 1

第8章 時間的制約を受ける土木工事の積算

- 1 時間的制約を受ける公共工事の積算について・・・・・・・・・・・・ 1 - 2 - 1 - 1

第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算

- 1 土木請負工事における現場環境改善費の積算・・・・・・・・・・・・ 1 - 9 - 1 - 1

第13章 設計変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 - 11 - 1 - 1

第14章 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 - 12 - 1 - 1

第1章 総 則

1 適用範囲等

1. 適用範囲

本基準書は、本市建設局（下水道事業は除く）における土木工事、公園工事、電気通信設備工事、土木機械設備の製作据付工事を請負施工に付する場合の工事費の積算に適用する。

ただし、この基準書によることが著しく不相当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

本基準書に記す「国土交通省土木工事標準積算基準書」とは、「平成29年度 国土交通省土木工事標準積算基準書」を指すものとし、本基準書に記載のないものについては、「平成29年度 国土交通省土木工事標準積算基準書」によるものとする。

なお、積算基準の改訂の改定の実施時期、改訂内容については、次のとおりである。

（改訂：5/1）資材単価、市場単価、特別調査単価、賃料、労務単価

（改訂：10/1）歩掛、施工パッケージ、新土木工事積算大系

（改訂：11/1）資材単価、市場単価、特別調査単価、賃料、損料

ただし、施工パッケージ型積算方式の補正に用いる基準材料単価（東京単価等）の適用年月については、国土交通省の適用月に準ずることとする。

2. 設計書の作成

設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。

第2章 工事費の積算

1 直接工事費

1. 材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

(1) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

(2) 価格

価格は、消費税相当分は含まないものとする。

設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合も、設計時の類似品価格とする。

1) 設計単価の取扱いについて

設計単価の決定方法は、原則として次のとおりとする。

(イ) 局設定単価による場合

・局設定単価は、工務課において決定する単価である。

局設定単価がある場合は、これを積算に用いる単価とする。

(ロ) 物価資料等による場合

・上記(イ)によりがたい場合は、「建設物価」又は「積算資料」に掲載されている実勢価格については、低廉価格を採用する。

・施工パッケージ型積算方式の補正に用いる基準材料単価（東京単価等）については平均値を採用する。ただし、大きい方の有効桁数が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

例1) 入力価格の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合

建設物価 33,500円(有効桁3桁) 積算資料 34,000円(有効桁2桁)

平均値 33,750円

平均額 33,700円(有効桁3桁、4桁以降切り捨て)

例2) 入力価格の有効桁数の3桁未満のために3桁を有効桁とする場合

建設物価 560円(有効桁2桁) 積算資料 570円(有効桁2桁)

平均値 565円

平均額 565円(有効桁3桁、4桁以降切り捨て)

・公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。

ただし、公表価格で割引率(額)の表示がある資材は、その割引率(額)を乗じた(減じた)価格を積算に用いる単価とする。

・施工パッケージ型積算方式に用いる基準材料単価（東京単価等）については国土交通省の適用月に準ずることとする。

(ハ) 特別調査単価（公共事業建設資材価格調査報告書）による場合

・上記(イ)及び(ロ)によりがたい場合は、特別調査単価（公共事業建設資材価格調査報告書）によるものとする。

・特別調査単価（公共事業建設資材価格調査報告書）は、年2回（前期改訂時、後期改訂時）工務課において決定する単価である。

（特別調査単価（公共事業建設資材価格調査報告書）とは、工務課において複数の設計課が必要とする単価をあらかじめ調査し、決定するものである。）

(二)特別調査単価(随時調査)による場合

上記(イ)、(ロ)及び(ハ)によりがたい場合は、原則、特別調査単価(随時調査)によるものとする。

ただし、随時調査は下記条件の場合に実施するものとし、条件に満たなかった場合は、次項の見積りによるものとする。

・調達価格(材料単価×使用数量)が500万円以上の場合、又は1資材の材料単価が100万円以上の資材となるもの。

なお、随時調査の対象となるかの判断方法は、下記のとおりとする。

・調達価格(材料単価×使用数量)を確認するため、担当課長又は事業所長から参考見積りを3社以上から徴収し、見積り又は随時調査によるかの判断を行うものとする。

・同一工事の1資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。

ただし、他工事の実績や「建設物価」又は「積算資料」及び「特別調査単価」の類似品目から類推可能であれば、参考見積りは不要とする。

(ホ)見積りによる場合

・見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、担当課長又は事業所長から見積り依頼を行う。

・見積りは原則として3社以上から徴収し、最低価格の100%を採用する。

ただし、やむを得ず1社のみで見積りとなった場合にもその価格の100%を採用する。

なお、見積りは設計基準月における実勢取引価格であることを確認する。

(ヘ)市場単価についても上記(イ)~(ホ)に準じるものとする。ただし、前項(ロ)の「建設物価」「積算資料」を「土木コスト情報」「土木施工単価」に読み替えるものとする。なお、適用にあたっては設計条件に応じて単価補正等を適正に考慮した単価を採用する。

(ト)価格変動が著しい資材単価の取扱いについて

価格変動が著しい資材単価の取扱いについては下記の通りとする。

・アスファルト混合物(割増額及び乳剤を除く)の単価改訂は原則毎月行うものとする。

・鋼材(二次製品及び非鉄金属を除く、スクラップを含む)については「建設物価」又は「積算資料」に掲載されているものは設計基準月号を採用し、掲載のないものは年2回実施する特別調査単価(公共事業建設資材価格調査報告書)等によるものとする。

・その他、主要資材単価の価格変動が著しい場合は、工務課で臨時単価を決定する。

2. 歩掛

歩掛りは、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は本基準書、国土交通省土木工事標準積算基準書の土木工事標準積歩掛及び物価資料によるものとする。

土木工事標準歩掛にない歩掛や物価資料にない単価については、見積の取得により歩掛の構成を決定する。

見積の場合は、原則として3社以上から徴収し、歩掛りの決定方法は、最低価格となる歩掛の100%を採用する。

ただし、変更積算時は施工者より見積を徴収し、妥当性を確認した上で採用してもよい。

なお、単価等については、本積算基準書によるものとする。

3. 施工単価、材工共単価

歩掛によらず施工単価及び材工共単価を求める場合は、1.材料費(2)価格に準じて求めるものとする。

価格を比較する場合の機労材単価は、採用する設計書の設計基準日の価格を基本とする。

4. 諸雑費及び端数処理

(1) 諸雑費

1) 当該作業に必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

2) 単価表

(イ) 単価表(歩掛表に諸雑費率があるもの)

単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定諸雑費率の限度いっぱいの端数を計上する。

(ロ) 単価表(歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合)

単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。

(ハ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。

3) 内訳書及び工種明細書

諸雑費は計上しない。

(2) 端数処理

1) 工種明細書及び単価表の各構成要素の数量×単価=金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

2) 共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

3) 現場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

5. 積算数値

積算数値の取扱いは、次のとおりとする。

1) 細別の積算数値

工事目的物である細別(レベル4)の積算数値は、工事請負共通仕様書(道路・河川土木工事)土木工事数量算出要領(案)に記載の、細別ごとの「内訳明細書への表示数値」及び、造園工事共通仕様書()に記載の、「工事数量算出要領 第5章 数量計算の単位及び数値」による。

2) 単価表の積算数値

細別(レベル4)より下位の単価表の積算数値は、適用基準各項の記載事項に従う。

なお、基準各項に特段の記載がなく、算定結果から積算数量(歩掛)を求める場合には、積算数値は、小数第2位(小数第3位四捨五入)を基本とする。

6. 建設発生土の取扱い

建設発生土については、夢洲基地への搬出を原則とする。

なお、運搬距離の算出にあたっては、次の1)~3)項によることとする。

1) 運搬距離は、施工現場の中間地点から夢洲基地までとする。

2) 施工現場が点在、あるいは複数路線にまたがるときは、平均距離を採用する。

3) 運搬経路については、街路区間(一般道)を使用するルート为标准とし、安価となるルートを選定する。

ただし、夢洲基地の営業時間外等の場合には、再資源化施設へ搬出する。

また、再資源化施設へ搬出する場合、積算上の搬出先は経済比較した上で選定する。

7. 産業廃棄物の取扱い - 1

産業廃棄物(路盤材、アスファルト切削殻・破碎殻およびコンクリート破碎殻(無筋・有筋))については、再資源化施設から、受入費及び運搬費を考慮して最も経済的となる施設を選定する。

なお、運搬距離の算出にあたっては、次の1)~3)項によることとする。

1) 運搬距離は、施工現場の中間地点から施設までとする。

2) 施工現場が点在、あるいは複数路線にまたがるときは、平均距離を採用する。

3) 運搬経路については、街路区間(一般道)を使用するルート为标准とし、安価となるルートを選定する。

8. 産業廃棄物の取扱い - 2

産業廃棄物（廃プラスチック類、陶管、レガ 等）については、再資源化が可能なものについては、再資源化施設、または中間処理施設から受入費及び運搬費を考慮して最も経済的となる施設を選定する。

なお、再資源化が不能なものについては、最終処分施設より、受入費及び運搬費を考慮して最も経済的となる施設を選定する。

なお、運搬距離の算出にあたっては、次の 1)～3)項によることとする。

- 1) 運搬距離は、施工現場の中間地点から施設までとする。
- 2) 施工現場が点在、あるいは複数路線にまたがるときは、平均距離を採用する。
- 3) 運搬経路については、街路区間(一般道)を使用するルートを標準とし、安価となるルートを選定する。

2 間接工事費

1. 現場管理費

(1) 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。

- 1) 処分費（再資源化施設等の受入費を含む）
- 2) 上下水道料金
- 3) 有料道路利用料

区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合
共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。

- (注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。
 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。
 2. スクラップ控除額については、間接工事費等の対象外とする。
 3. 上表により難しい場合は別途考慮するものとする。

第3章 一般管理費等

1 一般管理費等

1. 一般管理費等率の補正

(1) 前払金支出割合の相違による取扱い

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を国土交通省土木工事標準積算基準書「1-3- 一般管理費等の算定」で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。

(2) 契約の保証に必要な費用の取扱い

前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、別表第3の補正値を加算したものを一般管理費等とする。

(3) 支給品等の取扱い

資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。

(4) 自社製品の取扱い(プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合)について

自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。

別表第1 一般管理費等率

(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%

(2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$Gp = -4.63586 \times \text{LOG}(Cp) + 51.34242(\%)$$

ただし、Gp：一般管理費等率(%)

Cp：工事原価(単位円)

(注) Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表第2 一般管理費等率の補正

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

(注) 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表第3 契約保証に係る一般管理費等率の補正

保証の方法	補正値(%)
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合。(工事請負契約書第5条を採用する場合)	0.04
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3：ケース1及び2以外の場合	補正しない

(注) 1. 一般工事については、原則としてケース1とし、基本的にケース2は適用しない。

2. ケース3の具体例は以下のとおり。

- ・大阪市契約規則第34条第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合。
- ・契約保証を免除することができる工事請負契約である場合。

3. 工事請負契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

(参考)

・大阪市契約規則 第34条第1項第1号

有資格者による指名競争入札及び随意契約において、契約金額1,000,000円以下の請負契約(工事又は製造の請負契約)あつては契約金額1,500,000円以下のものとする。)又は契約金額1,000,000円以下の物品の買入契約をするとき。

・「工事請負契約における契約保証に関する取扱いの一部改正について」(平成20年5月30日 契第3039号)より

工事請負契約(ただし、大阪市契約規則第34条第1項第1号の規定による契約書の作成を省略するものを除く。)のうち、その工期が60日未満のもの又は契約金額が500万円未満のいずれかに該当するものに限り、契約保証を免除することができる。

2 諸経費の算出について

1. 諸経費算出における対象額

工事が複数号工事で構成される場合は、各号工事の直接工事の合算額とする。

3 端数整理等

1. 端数整理

一般管理費にて端数調整を行い、工事価格を万円止めとする。

なお、変更時においては工事価格を千円止めとする。

第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整及び スライド条項の減額となる場合の運用について

工事請負契約書第26条（スライド条項）の減額となる場合の運用について

1. 適用対象工事

- (1) 物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が、1,000分の30以上変化していると予想されること。
なお、物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額とは、スライド確認時期における適切な工事価格を算出するため、スライド確認時期における諸経費率（共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費率等）を用いるものとする。
また、諸経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。（諸経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直接工事費が増額しているにも関わらず物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が1,000分の30以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。）
- (2) 物価変動後の積算額が請負代金額以下となっていること。
- (3) 適用対象工事の確認時期は、12月経過時点、その時点で対象外の場合は、次の労務単価もしくは機械損料改訂時を確認時期とする。
- (4) 残工事の工期がスライド基準日から2月以上あること。

2. スライド額の算定

- (1) 請負者と協議するためのスライド額は、次の式により算定する。
$$S = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 15 / 1,000)] \quad (\text{ただし、} P_1 > P_2)$$

S : スライド額
P₁ : 請負代金から出来高部分に相応する請負代金を控除した額
P₂ : 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP₁に相当する額
（P = × Z、 : 落札率、Z : 積算額）

なお、P₂の算定にあたっては、基準日における適切な工事価格を算出するため、基準日における諸経費率を用いるものとする。
- (2) 賃金又は物価の変動による請負代金額を変更する場合のスライド算定額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。
また、諸経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。（諸経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直接工事費が増額しているにも関わらずスライド額が、1,000分の15以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。）
- (3) 適用対象工事に該当し、交渉の結果1,000分の15以上のスライド額となる場合は、1,000分の15を超える額をスライド額とする。

3. 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来高数量の確認は、土木工事数量算出要領（案）に基づき出来高確認を行うものとする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量（工種の増廃工・数量の増減）についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とする。
- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来高数量として取り扱う。また、下記の材料等についても出来高数量として取り扱うことができるものとする。
 - 1) 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来高数量として取り扱う。
 - 2) 基準日以前に配置済の現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来高の対象とできる。
 - 3) 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来高数量として取り扱う。
- (4) 明細書で一式明示した仮設工についても出来高数量の対象とできる。
- (5) 出来高数量の計上方法については、発注側（以下「甲」という。）に換算数量がない場合は、受注者側（以下「乙」という。）の当該工種に対する構成比率により出来高数量を算出してもよい。

4. 物価指数等

甲としては積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、乙の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

5. 変更契約の時期

スライドの契約変更は、原則として、その必要が生じた都度遅滞なく行うものとするが、精算変更時点でも行うことができる。

6. スライド額の説明

スライド額の協議時においては、甲は積算に用いた各種単価の変動資料や工事費内訳書などを活用して、変更内容の説明を行うものとする。

工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）の運用について

1. 主要な工事材料

- (1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額} = M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$M_{\text{当初}}$ ：価格変動前の金額

$M_{\text{変更}}$ ：価格変動後の金額

P ：設計時点における各材料の単価

p ：3 の規定に基づき算定した価格変動後における各材料の単価

D ：4 の規定に基づき各材料について算定した対象数量

k ：落札率

- (2) (1)に規定する「請負代金額」は、請負代金額の部分払をした工事にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来高部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品(以下「出来高部分等」という。)に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、特段の規定を設けた場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来高部分等に相応する請負代金額を控除しない額とする。

2. スライド額の算定

- (1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1 の規定により当該工事の主要な工事材料とされた各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) - P \times 1/100$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

S ：スライド額

$M_{\text{当初}}$ ：価格変動前の金額

$M_{\text{変更}}$ ：価格変動後の金額

p ：設計時点における各対象材料の単価

p ：3 の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D ：4 の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

K ：落札率 P ：1 に規定する請負代金額

- (2) 乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が(1)の規定する $M_{\text{変更}}$ を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{\text{変更}}$ に代えて乙の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

- (3) (2)の「乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

1) 5 の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が 4 に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を乙が実際に購入した際の代金額。

2) 5 の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が 4 に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに乙が購入した際の価格を乗じて得た金額。

3) 燃料油に該当する各対象材料について、5(3)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を 4 の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3(1)2)口の平均価格を乗じて得た金額。

- (4) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

3. 価格変動後における単価の算定方法

- (1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価(p')は、次に定めるとおりとする。

1) 鋼材類及びその他対象材料（燃料油を除く。）

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。

2)燃料油

- イ 各対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場搬入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。
- ロ 各対象材料のうち、5(3)の規定により、乙が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても4の対象数量とすることとしたものにあつては、イの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

4．対象数量の算出方法

- (1) スライド額の算定の対象とする数量(D)（以下「対象数量」という。）は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。
 - 1) 設計図書に記載された数量があるときは、当該数量
 - 2) 一式で計上されている仮設工等にあっては、甲の設計数量
 - 3) その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあっては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの
- (2) 請負代金の部分払をした工事にあっては、6に定めるところにより特段の規定を設けた場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となつた出来高部分等に係る数量を控除する。

5．搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認

- (1) 乙が単品スライド条項の適用を請求したときは、乙に対し、乙が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。
- (2) 乙が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライドの対象とはしないものとする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象資材については、当該対象資材の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を乙が提出し難い事情があると認める場合においては、乙が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、乙が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、乙が証明した数量以外の数量についても4の対象数量とすることができる。

6．部分払時の取扱

工事請負契約書第39条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴つて、当該工事の請負代金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、甲又は乙の求めに応じ、甲は部分払の対象となつた出来高部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を通知するものとする。

7．部分引渡し

工事請負契約書第40条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

8．請負代金額の変更手続き

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期含む。）が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
- (2) (1)に規定する請求があつたときは、工事請負契約書第26条第8項の規定に基づき、乙の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを(1)の請求を行った日から14日以内に乙に通知するものとする。
- (3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。

9．全体スライドを行う場合の特則

工事請負契約書第26条第1項から第4項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、1(1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における各材料の単価」とあるのは「設計時点における各材料の単価（工事請負契約書第26条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、2(1)中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（工事請負契約書第26条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から工事請負契約書第26条第3項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）」とする。

請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約書第 26 条第 5 項
(単品スライド条項) の運用について

1 . 2(スライド額の算定)中、(1)、(2)及び(3)3)を次のとおり読み替える。

(1) 請負代金の変更額(以下「スライド額」という。)の算定は、1の規定により当該工事の主要な工事材料とされた各材料(以下「対象材料」という。)の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) + P \times 1 / 100$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

S : スライド額

M_{当初} : 価格変動前の金額

M_{変更} : 価格変動後の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 3の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 4の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 1に規定する請負代金額

(2) 乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額(消費税相当額を含む。)を示して5(1)により異議を申し立てた場合であって、これら実際の購入金額が(1)のM_{変更}を上回り、かつ証明書類によって適当な購入金額であると認められる場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)のM_{変更}に代えて乙の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(3) 3)燃料油に該当する各対象材料について、5(3)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3(1)2)の平均価格を乗じて得た金額。

2 . 3(価格変動後における単価の算定方法)中、(1)を次のとおり読み替える。

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価(p')は、次に定めるとおりとする。

1) 鋼材類及びその対象材料(燃料油除く。)

施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格)とする。

2) 燃料油

工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

なお、施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格(対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を平均した価格)とする。

3 . 4(対象数量の算出方法)中、(1)3)を次のとおり読み替える。

3) 設計図書又は数量集計表に明記されていない燃料油等については、甲の積算において集計された数量とする。

4 . 5(搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認)標題中「乙への確認」とあるのは「乙との協議」と、(1)中「乙が単品スライド条項の適用を請求したとき」とあるのは「甲が算定したスライド額に対し、乙が異議申し立てたとき」と、(2)中「には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする」とあるのは「は、甲が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする」と、(3)中「燃料油」とあるのは「燃料油等」と読み替える。

5 . 8.(請負代金額の変更手続き)(2)中「請求があった」とあるのは、「請求を行った」と読み替える。

第8章 時間的制約を受ける公共工事の積算

1 時間的制約を受ける公共工事の積算について

1. 公共土木工事において、下記に示す項目により継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することができない場合における当該作業の積算に係る労務費の算定は次のとおりとする。

(3) 労務費の算定方法

時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増しは、以下の方法により行うものとする。

1) 作業時間の算出

拘束時間 = 作業終了時間 - 作業開始時間（なお、標準拘束時間は9時間とする）

作業時間 = 拘束時間 - 1時間（休憩時間帯）（なお、標準作業時間は8時間とする）

作業時間には、会社等での準備・後片付けや会社から現場までの移動時間(以下「準備等時間」という)を含む。

また、準備等時間は30分とする。

第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算

1 土木請負工事における現場環境改善費の積算

1. 対象となる内容は次のとおりとする。

工事に伴い実施する現場環境改善(仮設備関係、営繕関係、安全関係)及び地域連携に関するものを対象とする。

2. 適用範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、工事中の長期化が予想されるもの(仮囲いへの美装)、周辺環境からみて美装化等の配慮が必要であると思われるもの、地域住民からの要望があるもの等を対象とする。ただし、維持工事等で現場環境改善の実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

3. 積算方法

(1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。

イ. 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。

$$K = i \cdot P_i +$$

ただし K：現場環境改善に要する費用(単位：円、1000円未満切り捨て)

i：現場環境改善費率(単位：%、小数第3位四捨五入2位止め)

$$i = 11.0 \cdot P_i^{-0.1380} \quad (P_i \text{ が } 5 \text{ 億円を超える場合は } 0.69\% \text{ とする})$$

ただし、市街地については i に 1.5% を加算する。

P_i：対象額

(直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額)

なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。

：積上げ計上分(単位：円、1000円未満切り捨て)

対象額：P _i		現場環境改善費率：i (%)	
		大都市(1),(2) 市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下 の場合	$i = 56.6 \cdot P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \cdot P_i^{-0.201}$
	5億円を超 える場合	1.73	0.71

ロ. 率に計上されるものは、別表-1の内容のうち原則として各計上項目(現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を基本とした費用である。

また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ハ. 積上げ計上分()に計上されるものは、費用が巨額となるため現場環境改善費率分で行なうことが適当でないと判断されるものとする。

(2) 設計変更について

率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（Pi）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分（ ）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

別表 - 1

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善費 （仮設備関係）	1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇、 3. ライトアップ施設 4. 見学及び椅子の設置、 5. 昇降設備の充実、 6. 環境負荷の低減
現場環境改善費 （営繕関係）	1. 現場事務所の快適化（女性更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室）、 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備および厚生施設の充実等
現場環境改善費 （安全関係）	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）、 3. 避暑・防寒対策
地域連件	1. 完成予想図、 2. 工法説明図、 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、 9. 社会貢献

第 13 章 設計変更

1. 一般事項

- (1) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。
- (2) 設計変更時における現場管理費の補正については、工事区間の延長、工期の短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正できることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

2. 設計変更における材料単価の取扱いについて

- (1) 「新規工種及びその関連工種」の場合は、新単価（材料、労務、機械損料単価）により積算するものとし、「類似工種及びその関連工種」の場合は、旧単価（当初設計時点単価）により積算するものとする。
なお、「新規工種」「類似工種」「関連工種」の定義については「設計変更協議におけるガイドライン（平成 22 年 9 月）」によるものとする。
- (2) 新単価は指示時点における積算単価とする。
- (3) 指示時点における単価の採用にあたっては変更指示書で処理するものとし、指示時点とは設計担当課の指示書により監督職員から受注者に書面で指示した時点とする。

(参考)

「土木工事の設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」「土木工事の設計変更に伴う契約変更の取扱要領」「軽微な設計変更の運用基準」「請負工事の軽微な変更（決議金変更）の取扱いについて」は、「設計変更協議におけるガイドライン（平成 22 年 9 月）」によるものとする。

決議金変更の範囲

- (1) 10,000 千円まで 15 %
* 計算式 $¥ = 0.15 \times C$ (¥ : 限度額、C : 契約額、単位千円、以下同じ)
- (2) 10,000 千円を超え 100,000 千円まで
10,000 千円について 15 %
10,000 千円を超え 100,000 千円まで 10 %
* 計算式 $¥ = 0.15 \times 10,000 + 0.1 \times (C - 10,000)$
- (3) 100,000 千円を超えるもの
10,000 千円について 15 %
10,000 千円を超え 100,000 千円まで 10 %
100,000 千円を超える額について 2 %
* 計算式 $¥ = 0.15 \times 10,000 + 0.1 \times (90,000) + 0.02 \times (C - 100,000)$

第 14 章 その他

1. 工期の算定

- (1) 工期の算定は、4 週 8 休（土日現場閉鎖）により算出するものとする。
- (2) 標準的な工事の不稼働係数は、1.7 とする。
- (3) 予定工期内に年末年始等が含まれる場合は、次の日数を加えることが出来る。
 - 年末年始・・・・・・12/29 ~ 1/3 6 日間
 - 夏季休暇・・・・・・ 8/14 ~ 8/16 3 日間